

医政発 0331 第 69 号
令和 7 年 3 月 31 日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する
省令の公布について（通知）

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）について、別紙のとおり令和 7 年 3 月 27 日に公布されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の規定（同法第 70 条の 14 において読み替えて準用する場合を含む。）により、医療法人及び地域医療連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされている。また、同法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「経営情報等」という。）を都道府県知事に報告しなければならないとされている。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項においては、医療法人による事業報告書等及び経営情報等の届出等の方法について、電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事とが同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置として、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（医療機関等情報支援システム（G-MIS））を用いることを規定している。当該措置について、利用者の利便性の向上を目指すとともに、データ収集と分析を一元的に行

えるよう、令和 7 年 4 月 1 日より独立行政法人福祉医療機構が管理する情報システムを用いることとするため、必要な改正を行う。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正後の医療法（以下「改正後医療法」という。）第 70 条の 22 の規定に基づき、都道府県知事が地域医療連携推進法人の医療連携推進認定を取り消した場合の医療連携推進目的取得財産残額の取扱いについて、規則において、必要な規定を整備する。

第 2 改正の内容

- 1 規則第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項に規定する電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人与都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置について、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（G-MIS）に事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置から、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第 11 号に規定する福祉及び保健医療に関する情報システムに事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置に見直す。
- 2 改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項第 3 号においては、医療連携推進目的取得財産残額の計算に当たり控除する額を規定している。当該規定中、医療連携推進目的事業財産以外の財産について医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡する方法は、厚生労働省令で定める方法によるとしているところ、当該厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。
- 3 その他、改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項の施行に伴い、規則及び地域医療連携推進法人会計基準（平成 29 年厚生労働省令第 19 号）について規定の所要の整備を行う。

第 3 適用期日

改正省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

第 4 関係通知の改正

改正省令の適用に伴う下記に掲げる関係通知の改正内容については、別途通知する。

○医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）

○医療法人に関する情報の調査及び分析等について（令和 5 年 7 月 31 日医政発 0731 第 2 号）

○地域医療連携推進法人制度について（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）

○厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条第一項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二十二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略） 2 前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。 4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略） 2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の十二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。		（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略） 2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。 4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略） 2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。	

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八の二 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(新設)

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(地域医療連携推進法人会計基準の一部改正)
第二条 地域医療連携推進法人会計基準(平成二十九年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(貸借対照表等に関する注記)		(貸借対照表等に関する注記)	
第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。		第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額		三 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額	
四・八 (略)		四・八 (略)	

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。